

## Q 暴行加害者が示談打診 どう対応

仕事が終わって帰宅途中、突然酔っ払いに絡まれて暴行を受けました。すぐに救急車で運ばれて病院で治療を受けましたが、まだ傷が痛みます。加害者は逮捕されたようで、加害者の弁護人から示談をしたいとの連絡がありました。突然のことで何をしたらよいのか分かりません。

**法律  
相談室**

報告し、不起訴や略式命令を旨指すことがあります。今回もそのために連絡がきたと思われま

す。しかし、加害者の起訴を希望する場合、示談には慎重な姿勢が必要です。治療がいつまで続くのか、後遺障害が残るのか否かによ

### 起訴希望の場合 慎重に

加害者は逮捕された後、身柄拘束が続く場合には10〜20日程度、勾留されます。期限内に検察官が加害者を起訴するかどうかを判断します。起訴されると、裁判が開かれます。

このように、被害者は示談にあたって、多くのことを検討しなければなりません。示談の打診はき

て、治療費、通院のための交通費、慰謝料といった損害額は大きく変わります。賠償金額だけでなく、示談書の文言にも注意が必要です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。